

2024 事業年度

廃炉推進業務 実施状況報告書

2025 年 6 月

使用済燃料再処理・廃炉推進機構

目次

はじめに.....	1
1. 使用済燃料再処理・廃炉推進機構について.....	2
(1) 使用済燃料再処理・廃炉推進機構の設立経緯及び役割.....	2
(2) 使用済燃料再処理・廃炉推進機構の体制.....	3
(3) 運営委員会.....	3
2. 日本全体の廃炉の総合的なマネジメント.....	5
(1) 廃炉に係る知見・ノウハウの一元管理・有効活用に向けた取り組み.....	5
(2) 最適なコストでの廃炉推進に向けた取り組み.....	6
(3) 廃炉の効率化に向けた全体調整.....	6
3. 原子力事業者共通の課題への対応.....	7
(1) 設備等の共用・調査研究の実施.....	7
(2) 理解促進に向けた取り組み.....	7
(3) 効率的な廃炉の実現に向けた取り組み.....	7
4. 資金の確保・管理・支払.....	8
(1) 拠出金の算定・管理.....	8
(2) 廃炉費用の原子力事業者への支払.....	9

はじめに

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律(平成 17 年法律第 48 号。以下「法」という。)第 52 条第 1 項では、「機構は、毎事業年度、経済産業省令で定めるところにより、廃炉拠出金の収納及び廃炉の実施に必要な費用に相当する額の支払の状況、助言、指導及び勧告の内容その他の廃炉推進業務の実施の状況について経済産業大臣に報告しなければならない。」と定められている。

本報告書は、これに従い、使用済燃料再処理・廃炉推進機構の 2024 事業年度(令和 6 事業年度)における廃炉推進業務の実施状況について、報告を行うものである。対象期間は、2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までとする。

1. 使用済燃料再処理・廃炉推進機構について

(1) 使用済燃料再処理・廃炉推進機構の設立経緯及び役割

我が国は、エネルギー基本計画において、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本の方針としている。

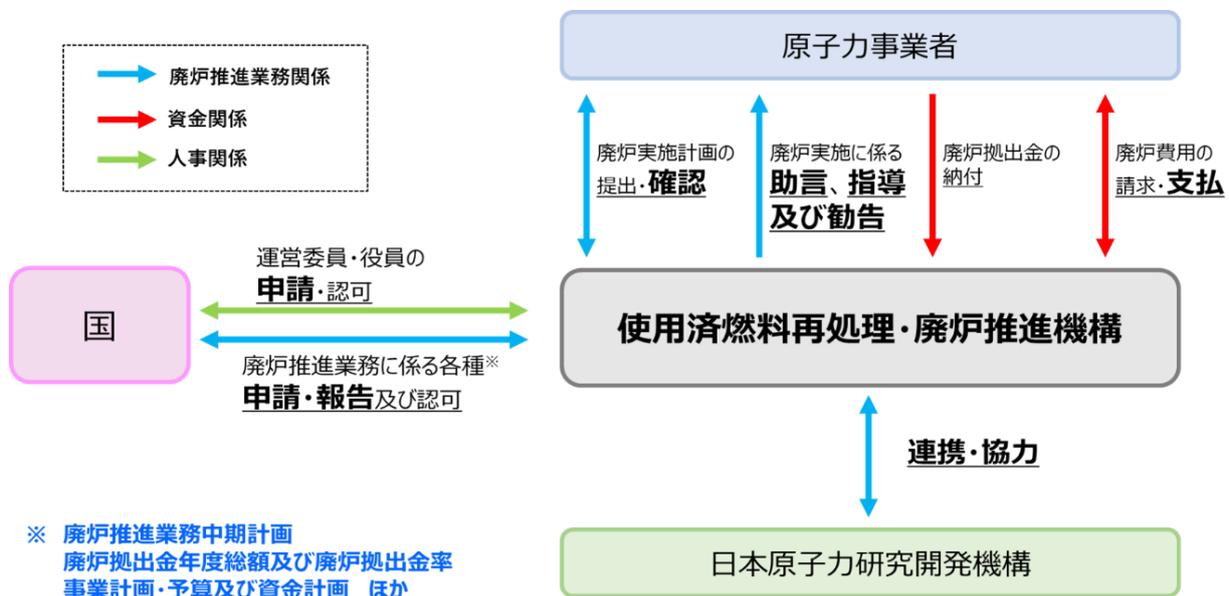
この政府の基本的な方針のもと、電力システム改革による競争の進展や原発依存度の低減といった新たな事業環境下においても、使用済燃料の再処理等が滞ることのないよう必要な措置を講ずるとの考えから法が制定され、2016年10月3日に使用済燃料再処理機構が設立された。

その後、2023年5月に、今後、国内における原子力発電所の廃止措置が本格化することを踏まえ、円滑かつ着実な廃炉の推進に向けて必要な措置を講じるために、法が改正され、これにより、使用済燃料再処理機構は、これまでの核燃料サイクル業務に加え、全国の廃炉推進に向けた総合的なマネジメント業務等（以下「廃炉推進業務」という。）を新たに担うこととなった。

これを受け、改正法が施行された2024年4月1日をもって、組織体制を拡充し、名称を「使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下「機構」という。）」に変更した。

機構は、法第28条の規定に基づき意思決定機関として運営委員会を設置するとともに、法第29条の規定に基づき重要事項の議決を行っている。

【廃炉推進のための枠組み】

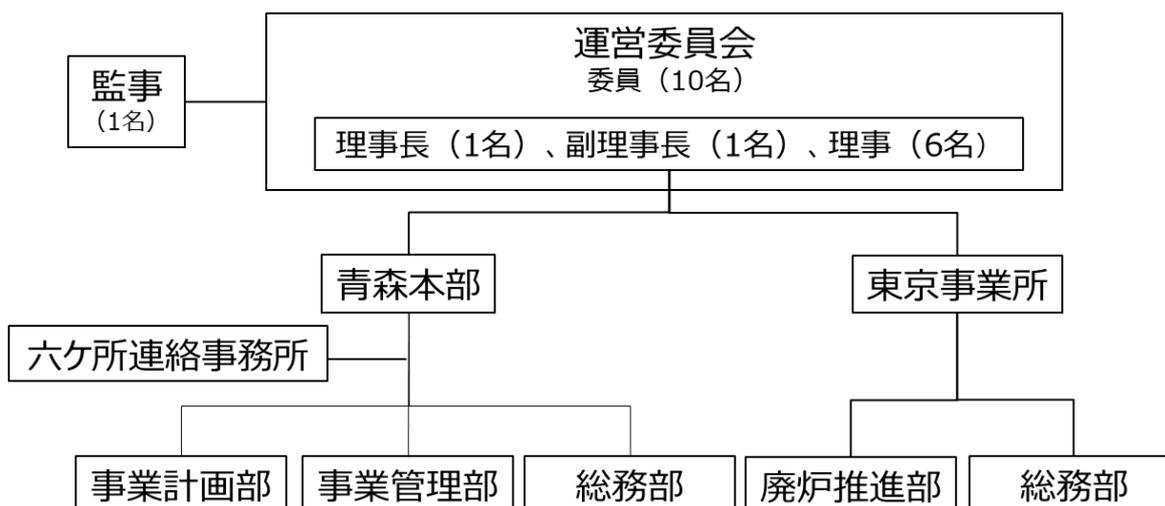


機構は、2024年4月、法第55条第1項の規定に基づき、廃炉推進業務中期計画（以下「中期計画」という。）を運営委員会の議決を経て定め、経済産業大臣の認可を受けた。中期計画では、機構が5年を1期として、円滑かつ着実な廃炉の実施を図るための方針や、廃炉の進捗状況を踏まえた中期的な取り組みを定めている。

機構は、廃炉推進業務の遂行にあたっては、中期計画に従い、安全の確保を最優先に、実用発電用原子炉設置者等(以下「原子力事業者」という。)により現在実施中及び今後実施される国内全体の廃炉が円滑かつ着実に行われるよう取り組む。

(2) 使用済燃料再処理・廃炉推進機構の体制

機構の組織は下図のとおりであり、廃炉推進業務は、東京事業所にある廃炉推進部が主に担っている。



(3) 運営委員会

運営委員会は、委員 10 人、並びに機構の役員のうち理事長、副理事長及び理事 6 人の計 18 人を以て組織している。

○ 委員(2025年3月31日時点)

近藤 駿介(委員長)	原子力発電環境整備機構 相談役、元・原子力委員会 委員長
山口 彰(委員長代理)	原子力発電環境整備機構 理事長
秋池 玲子	ボストン コンサルティング グループ マネージング・ディレクター&シニア・パートナー
井口 哲夫	名古屋大学 名誉教授
小澤 俊朗	元・在ウィーン国際機関日本政府代表部 特命全権大使
織 朱實	上智大学大学院地球環境学研究科 教授
梶川 融	太陽有限責任監査法人 会長
斉藤 拓巳	東京大学大学院工学系研究科 教授
佐久間 総一郎	日鉄ソリューションズ株式会社 顧問
采田 正之	東奥日報社 代表取締役社長

※ 2024年10月3日付で塩越隆雄が退任し、采田正之が新たに任命された。

○ 役員(2025年3月31日時点)

理事長	増田 博武
副理事長	鴫田 真孝
理事	板垣 雄士
理事	胡居 宏明
理事	河合 雅彦
理事	平嶋 暁
理事(非常勤)	出光 一哉
理事(非常勤)	水田 仁
監事(非常勤)	山上 圭子

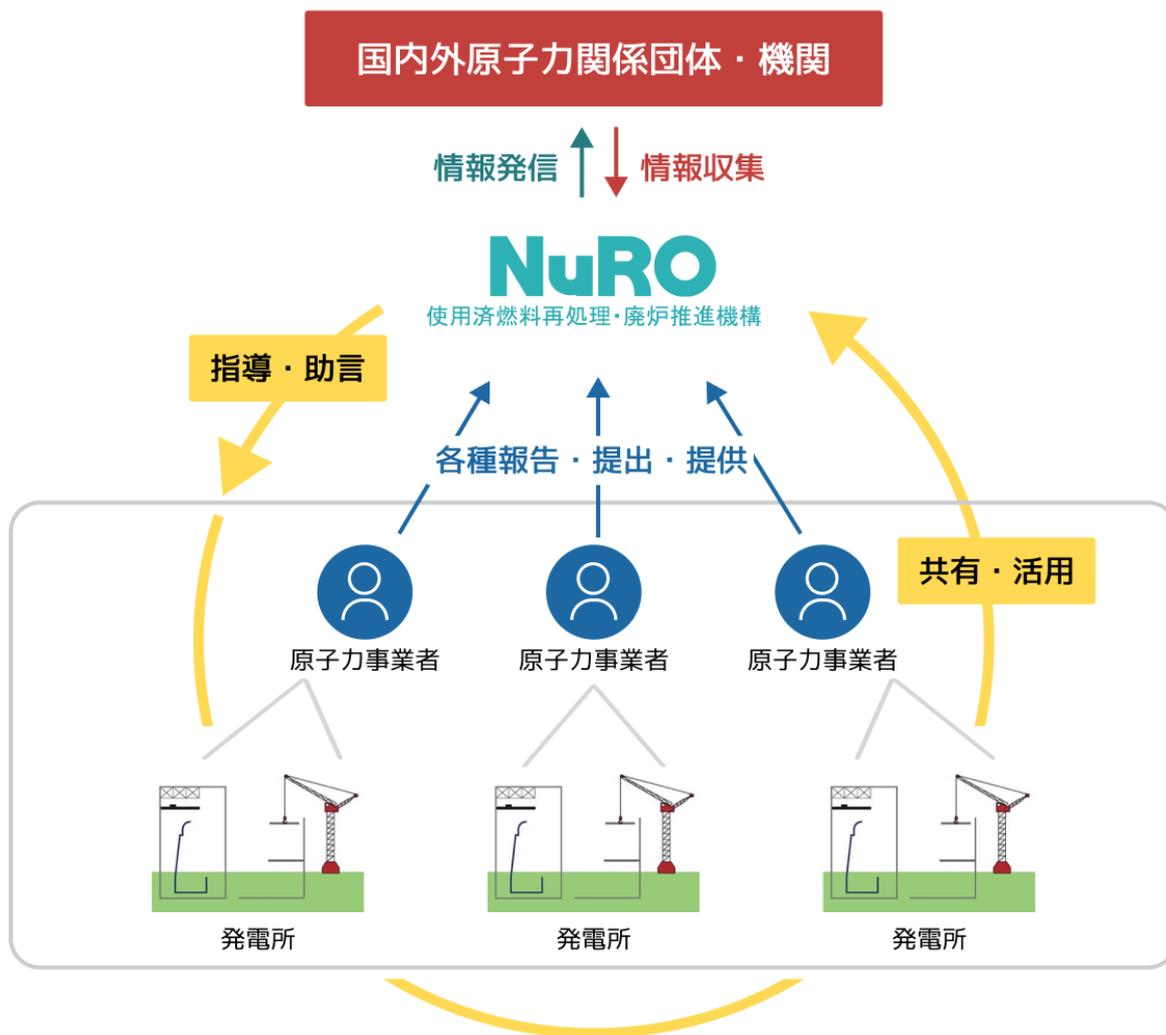
※ 2024年10月3日付で理事長の佐藤敏秀が退任し、増田博武(前・機構副理事長)が理事長に、鴫田真孝が副理事長に新たに任命された。

○ 開催実績(2024事業年度)

第71回	運営委員会	2024年	4月	4日
第72回	運営委員会	2024年	4月	24日
第73回	運営委員会	2024年	6月	5日
第74回	運営委員会	2024年	7月	16日
第75回	運営委員会	2024年	9月	3日
第76回	運営委員会	2024年	10月	31日
第77回	運営委員会	2024年	11月	14日
第78回	運営委員会	2024年	11月	26日
第79回	運営委員会	2024年	12月	19日
第80回	運営委員会	2025年	1月	23日
第81回	運営委員会	2025年	2月	19日
第82回	運営委員会	2025年	3月	6日

2. 日本全体の廃炉の総合的なマネジメント

機構は、日本全体の廃炉の総合的なマネジメントのため、国内外の廃炉に係る知見・ノウハウを一元管理し、有効活用することで、原子力事業者へ助言、指導及び勧告を行う。これにより、廃炉に係る技術・マネジメント水準の底上げを図るとともに、原子力事業者と機電メーカー、ゼネコン及び協力企業等の産業界との連携を主導し、最適なコストでの効率的な廃炉の実施に繋げる。



(1) 廃炉に係る知見・ノウハウの一元管理・有効活用に向けた取り組み

廃炉に係る知見・ノウハウの提供に関する取り決めに具体化することを目的に、機構と原子力事業者間で情報の取扱いに関する協定を締結、同じく機構と日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」という。）間で法第71条に基づく連携に関する基本協定、及び情報の取扱いに関する覚書を締結した。これらに基づき、原子力事業者及びJAEAから廃炉に関する情報を受領し、機構が独自に収集した海外情報などと併せて原子力事業者に共有した。

加えて、機構が収集した情報を一元管理・有効活用する廃炉情報管理システムの構築を進め、2024 事業年度下期より機構内での試運用を開始した。

(2) 最適なコストでの廃炉推進に向けた取り組み

原子炉の炉型別に廃炉コストの分類・整理を行うことにより、法第 16 条及び法施行規則第 19 条の規定に基づき原子力事業者が作成する廃炉実施計画(以下「廃炉実施計画」という。)の妥当性を効率的かつ合理的に確認した。確認の過程で得られた情報は、最適なコスト検討を進めるためのデータとして継続的に蓄積する。また、標準的な工程の検討のため、海外の廃炉に係る情報の収集、及び国内の廃炉の進捗状況の把握を行った。併せて、原子力事業者に対し、廃炉作業が円滑かつ効率的となるような助言を行った。

さらに、廃炉で先行する原子力事業者が作業の過程で得た知見・ノウハウを後続の原子力事業者に展開し、国内全体の廃炉コストの低減を図ることを促すため、費用低減に資する情報の提供に対してインセンティブを付与するスキームの検討を開始した。

(3) 廃炉の効率化に向けた全体調整

国内外の廃炉に係る知見・ノウハウを共有し、また廃炉に関する共通課題に対処するための原子力事業者及び JAEA との連携の場として、廃炉情報共有会合を企画、開催した。

3. 原子力事業者共通の課題への対応

機構は、廃炉実施計画及び実績の確認等を通して、個社だけでは対応が難しい共通の課題を抽出し、その解決へ向けて、産業界等と連携の上、自ら主体的に活動を行いつつ、各原子力事業者へのサポートを積極的に行う。

(1) 設備等の共用・調査研究の実施

日本国内において実績のない原子炉本体の解体について、海外における解体実績の調査を実施した。その結果、特殊な設備の共用により、直接的な費用低減及び作業効率の向上等による間接的な費用低減を実現していること、並びに今後国内で設備等の共用を行う場合の課題などを確認した。

(2) 理解促進に向けた取り組み

廃炉を円滑かつ着実に行う上では、解体工事によって発生する撤去物及び廃棄物の処理・処分を遅滞なく行うことが重要であるなど、広く一般的な国民理解が求められるため、機構は、原子力事業者及び産業界等との連携や社会への情報発信等を通じて理解促進に努めている。

① ホームページによる情報発信

機構のホームページに廃炉推進業務を紹介するページを新設した。

② 廃炉推進業務の紹介

機構で取り組んでいる廃炉推進業務について、各国大使館や関係団体でのプレゼンテーションなどによる情報発信を行った。

(3) 効率的な廃炉の実現に向けた取り組み

今後、機構として原子力事業者共通の課題に対応するにあたり、諸外国における廃炉に関する廃炉状況、規制状況、出版物情報等について調査を実施した。また、運転と廃炉の違いを踏まえた効率的な廃炉に向けた意見交換を原子力事業者及び産業界と行っている。

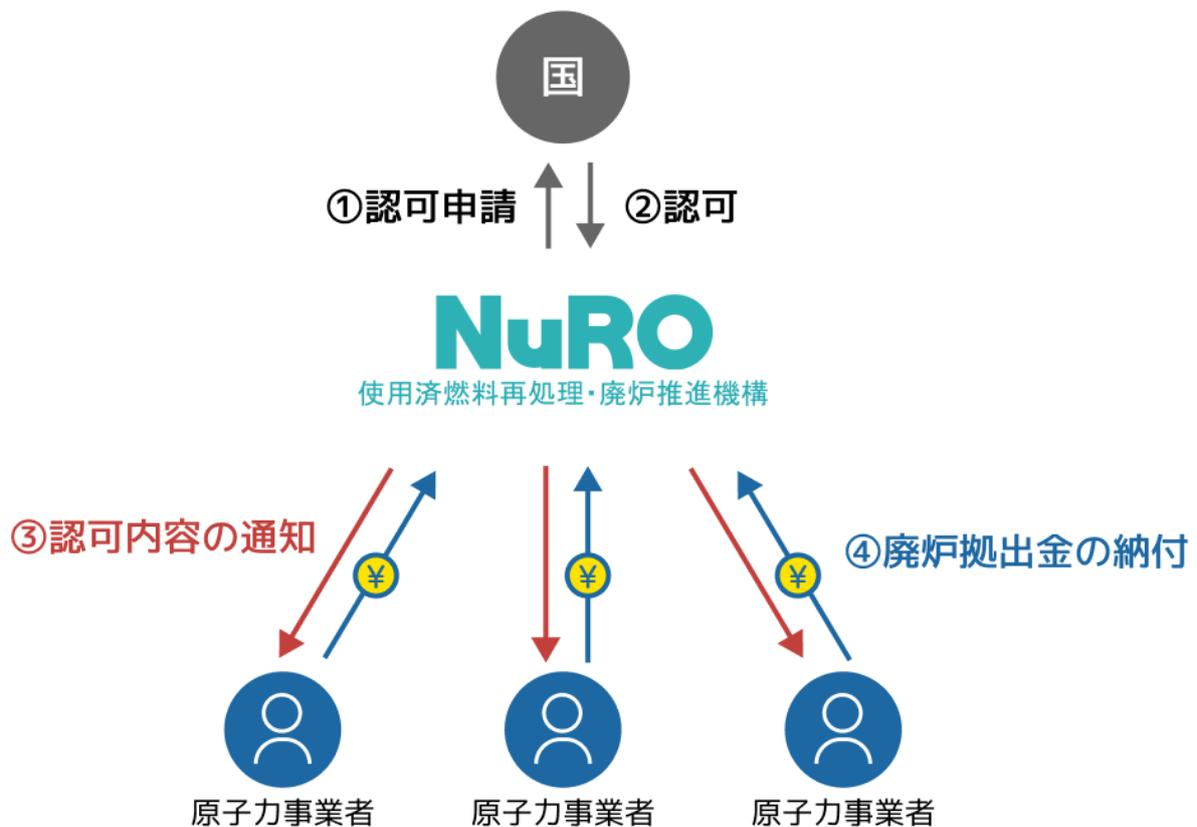
4. 資金の確保・管理・支払

機構は、電力自由化が進展する中においても、長期的に必要な資金を確保し、廃炉推進業務が適正かつ確実に実施されるように、必要な費用を算定し、納付させ収納するとともに、廃炉の実施に必要な費用に相当する額を原子力事業者に支払う。

(1) 拠出金の算定・管理

2024年9月、法第11条第2項乃至第4項の規定に基づき、2024事業年度の廃炉拠出金年度総額及び拠出金率を運営委員会の議決を経て定め、法第11条第5項の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けた後、その旨を公表した。

また、原子力事業者からの廃炉拠出金収納については、法第49条第6号等の規定に基づき確実に実施するとともに、収納した金銭は余裕金運用計画に基づき、債券及び預金により安全に運用し、適切な管理を行った。



(2) 廃炉費用の原子力事業者への支払

廃炉実施計画について、法第 29 条の規定に基づき、中期計画に適合することを運営委員会で確認し、その結果を各原子力事業者へ通知した。本事業年度は制度移行初年度にあたることから、2024 事業年度及び 2025 事業年度の 2 か年分について廃炉実施計画の確認を各々行った。原子力事業者による廃炉実施計画に基づく廃炉作業の進捗状況については、定期的に廃炉実施計画の執行状況に関する報告を受けるとともに、廃止する実用発電用原子炉の存する工場又は事業所への立入りを含めた確認を行った。

なお、法第 17 条及び法施行規則第 21 条の規定に基づき実施する、原子力事業者からの支払請求に基づく廃炉の実施に必要な費用に相当する額の支払については、2025 事業年度より行う。

